⑼　当該業務に係る施工（調査等）管理業務の請負人または当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
⑽　当該業務の入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係がないこと。
3　技術提案書の提出者を選定するための基準
⑴　当該業務実施体制（再委任若しくは委任の内容）の妥当性
⑵　企業の経験及び能力
⑶　配置予定管理技術者の経験及び能力
4　技術提案書を特定するための評価基準
⑴　配置予定管理技術者の経験及び能力
⑵　配置予定照査技術者の経験及び能力
⑶　業務への取り組み姿勢　業務理解度、実施手順、その他（有効な代替案等）
⑷　参考見積　提案内容と見積内容の整合性
5　手続等
⑴　担当部署　〒330―0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町１―11―20　東日本高速道路株式会社関東支社　技術部　調達契約課　節田　邦行　電話048―631―0020
⑵　契約図書の交付期間及び方法
①　交付期間　平成29年７月25日(火)から平成29年８月８日(火)まで。
②　交付方法　当社ホームページに掲載する。
⑶　参加表明書の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　平成29年８月８日(火)午後４時まで。
②　提出場所　上記⑴に同じ。
③　提出方法　郵送（書留郵便又は信書便）又は持参。
⑷　技術提案書の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　平成29年10月５日(木)午後４時まで。
②　提出場所　上記⑴に同じ。
③　提出方法　上記⑶③に同じ。
6　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証　必要。
⑶　契約書作成の要否　要。
⑷　前金払の有無　有
⑸　関連情報を入手するための照会窓口は、上記５⑴に同じ。
⑹　技術提案書のヒアリングを行う。
⑺　詳細はホームページに掲載する手続開始の公示（説明書）による。
7　Summary
⑴　Subject matter of the contract : Basic Detailed Design for Widening of Asaba Viaduct, Kan-Etsu Expressway
⑵　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M. 8 August. 2017
⑶　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 5 October 2017
⑷　Official in charge of the contract of the procuring entity : Tomomichi Takahashi, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd.
⑸　Classification of the services to be procured : 42
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑺　The contact point for documentation relating to the proposal : Kuniyuki Fushida, Deputy Manager of a Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd. 1―11―20 Sakuragicho, Omiya-ku, Saitama-city, Saitama-prefecture, 330―0854 TEL : 048―631―0020

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

国道８号柏崎トンネル（山岳部）工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 29 年７月 25 日

北陸地方整備局長　小俣　　篤

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15
1　工事名　国道８号　柏崎トンネル（山岳部）工事（電子入札対象案件）
2　工事場所　新潟県柏崎市剣野地先～鯨波地先
3　工事内容
トンネル工　１式
トンネル工（機械・発破掘削）1,112m
インバート工　1,112m
坑内付帯工　１式
坑門工（明巻16m含）１式
仮設工　１式
工期　契約締結日の翌日から平成32年12月28日まで
4　申請の時期
平成29年７月25日から平成29年８月７日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、平成29年８月８日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
5　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」(以下「申請書」という。)は、平成29年７月25日から　〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１丁目１番１号新潟美咲合同庁舎１号館　北陸地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話025―280―8880㈹内線2523において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）(６⑸の条件を満たすものに限る。)の写し。
②　６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」(平成29年７月25日付け支出負担行為担当官北陸地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２、別記様式３－１－１及び別記様式３－１－２と同一であるので、これを使用して作成することができる。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
6　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」(平成28年10月３日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年10月３日付け公示」という。)５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成28年10月３日付け公示６（建設工事）⑴に掲げる客観的事項(共通事項)の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。
①　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。)における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長（以下「局長」という。)が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。
②　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。)における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数）が1,200点（特定建設工事共同企業体の各構成員は1,200点）以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点（特定建設工事共同企業体の各構成員は1,200点）以上であること。)。